

都市計画道路新橋通り線用地測量説明会（R5.7.9） 質疑応答

【1】事業範囲について

Q 1. 資料の「5. 事業区間について」に記載されている事業区間は確定なのか？

A 1. 事業区間については、確定である。詳細な位置については、用地測量により決まる。

Q 2. 具体的に自分の家がかかっているのか？みんな気になっている。資料の図は見づらい。なんで分かりやすい図を資料につけないのか？

A 2. 図面が見づらかったことは申し訳ない。ただし、用地測量を実施して正確な位置が決まるため、現時点でお示しできる図面は資料に載せているものとなる。

A 3. 資料の11ページ目、「8. 用地測量について④」の図の色がついている範囲は何か？

A 3. 用地測量では、用地買収地の裏の方（隣接地権者）にも境界確認の立ち合いをお願いすることになる。11ページ目の図については、現時点での想定で、隣接する土地まで着色させていただいた図になっている。

Q 4. 番地が分かれば、土地がかかっているか分かるのか？

A 4. どのくらいかかるかは、用地測量を実施後、判明する。

Q 5. 自宅が堤根杉戸線から国道4号までの間にあるのだが、心配なのでどのくらいかかるか知りたい。現時点で分かるのか？

A 5. 堤根杉戸線から国道4号までの間については、今回は用地測量を行わない。都市計画決定はされており、都市計画道路図については、杉戸町の都市施設整備課で見ることが出来る。

Q 6. 工場の方に道路を寄せれば、住宅の方にかからないですむのではないかと？

A 6. 平成元年に都市計画決定されており、計画区域内の方には、長い間制限をかけさせていただいている。また、宮代町側でもう用地買収を進めさせていただいており、変更は出来ない。

Q 7. 住宅の人は納得しているのか？

A 7. 計画決定後に転居されてきた方には、都市計画法第53条の説明義務が不動産会社にあり、説明を受けているものと考えている。また、都市計画決定前から住んでいる方も建て替えて建築許可を取る際には、説明を受けているものと考えている。

Q 8. 「5. 事業区間について」で、県道堤根杉戸線のところが赤い線で囲っていないのはなぜか？

A 8. 都市計画道路ではないので、赤い線で囲っていない。赤い線で囲まれていない箇所については、事業認可は受けておらず、事業認可による制限はかかっている。国道4号まで整備した時に右折帯が必要なので、今回一緒に整備を進める事としている。国道4号まで整備する時に一緒に整備すれば良いのではないかと、との意見もあるかもしれないが、交差点の片側だけ拡幅すると、交差点内で直進車線がずれることになる。警察とも協議をしているところであるが、いずれ国道4号まで延伸するのであれば、同時に整備した方が安全上好ましいため、今回の事業範囲に含めることとした。

Q 9. 事業範囲の図について、ホームページに掲載してもらえれば良いと思う。

A 9. 県のホームページから見られるようにする等、対応をしていく。

【2】事業認可について

Q 10. 3ページ目、「事業認可の説明」の中で、土地の形質変更には許可が必要になる、とある。庭いじりをするのは大丈夫か？

A 10. 家庭菜園等をしていただく分には問題はない。「形質変更」とは、宅地造成や、今回の場合は無いがその土地の土石を採取したりなどが対象となる。具体的なケースについては、お問い合わせいただきたい。

【3】事業スケジュールについて

Q 11. 資料7ページ目の事業スケジュールは、堤根杉戸線までの区間のスケジュールか、それとも国道4号までの整備スケジュールか？

A 11. 大落古利根川～堤根杉戸線の間、資料5ページ目の黄色に着色した箇所についての事業スケジュールである。

Q 12. 今後、説明会はあるのか？

A 12. 工事を行う前には地元の方へ説明をさせて頂く必要があると考えている。ただし、個別に説明させて頂くか、説明会という形で実施するかを含め、詳細については現時点では未定である。

Q 13. 資料7ページ目に記載されている事業スケジュールで、用地交渉・用地買収の線が途中から点線となっているが、R11年度が最終となるのか？

A 13. 用地交渉については、当然のことながら相手となる地権者さんの事情を考慮しなければならない。そういったことを考慮した結果、点線表記としている。令和11年で最終か、ということについては、相手のある話であり、現時点ではご協力をお願いします、としか言いようがない。

【4】用地測量について

Q 1 4. 用地測量の時、本人立会が必要か？

A 1 4. 本人立会が難しい場合には、委任状を書いて頂くなどで対応することになる。詳細については、測量会社から依頼をする際に個別に説明をさせていただく。

【5】用地買収について

Q 1 5. 用地買収の順番は、川に近い方が優先か？

A 1 5. 現段階で、具体的な用地取得計画は定めていない。全く同じ条件であれば、橋の工事を始めるための進入路を早期に作りたいため、新橋通り線沿いを優先することはあり得る。また、早期の買取り要望がある場合には相談に乗らせていただく。

Q 1 6. 変な形で残地を残されても使い道がない。どうするのか？

A 1 6. 残地の買収は出来ない。面積や形状等によっては、残地補償という形で補償費をお支払いできるケースもある。用地測量、物件調査が終わり、個別に交渉させて頂く際にお話をさせて頂く。

【6】工事について

Q 1 7. 橋の工事はいつ頃か？

A 1 7. 用地の取得状況に左右されるので、明確にいつ始めるとは言えないが、進入路が確保でき次第、早く工事に着手したい。

Q 1 8. 橋が出来た場合の高低差はどうなるのか？

A 1 8. 橋の詳細設計を今年度実施する予定であり、正確には確定していないが、おおよそ1 m程度、上がる予定である。

Q 1 9. 新橋通り線の間くらい土地だが、どのくらい上がるのか？家の出入りは出来るのか？

A 1 9. 橋から30 mくらいですりつく予定であり、それ以外の場所については、現況地盤から大きな段差は生じない予定である。

Q 2 0. 無電柱化は行うのか？

A 2 0. 無電柱化の対象路線となっており、完成した道路は電柱のない道路となる。

Q 2 1. 新橋通り線完成後、杉戸町役場方面の右折帯が無い清地2丁目交差点へ交通が流れると考えられる。渋滞が考えられるが、その交差点に右折帯をつくる予定はあるのか？

A 2 1. 新橋通り線を国道4号までつなぐことで解消されると考えており、なるべく早く国道4号までの延伸を進める。